

DX時代にふさわしい産業財産権手続に関する制度的措置

産業構造審議会知的財産分科会 第51回特許制度小委員会

令和 7 年 1 月 17 日



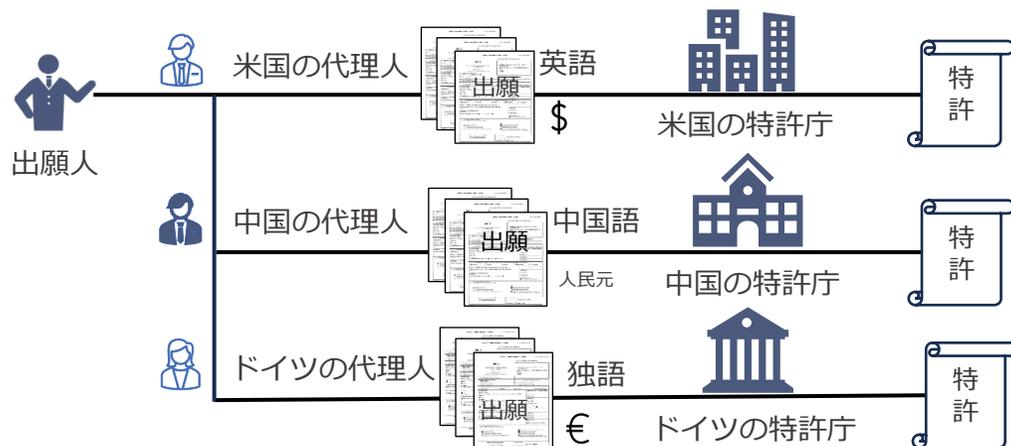
DX時代にふさわしい産業財産権手続に関する制度的措置
1. ePCTによるオンライン出願・発送の導入

PCT国際出願制度について

- 特許協力条約（PCT:Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願（PCT国際出願）は、国際的に統一された出願書類を、PCT加盟国である自国の特許庁に対して一通だけ提出すれば、出願時の全てのPCT加盟国（令和6年11月現在で158ヶ国）に対して「国内出願」を出願したことと同じ扱いを受けることができる制度。

外国特許庁に対して直接出願する場合

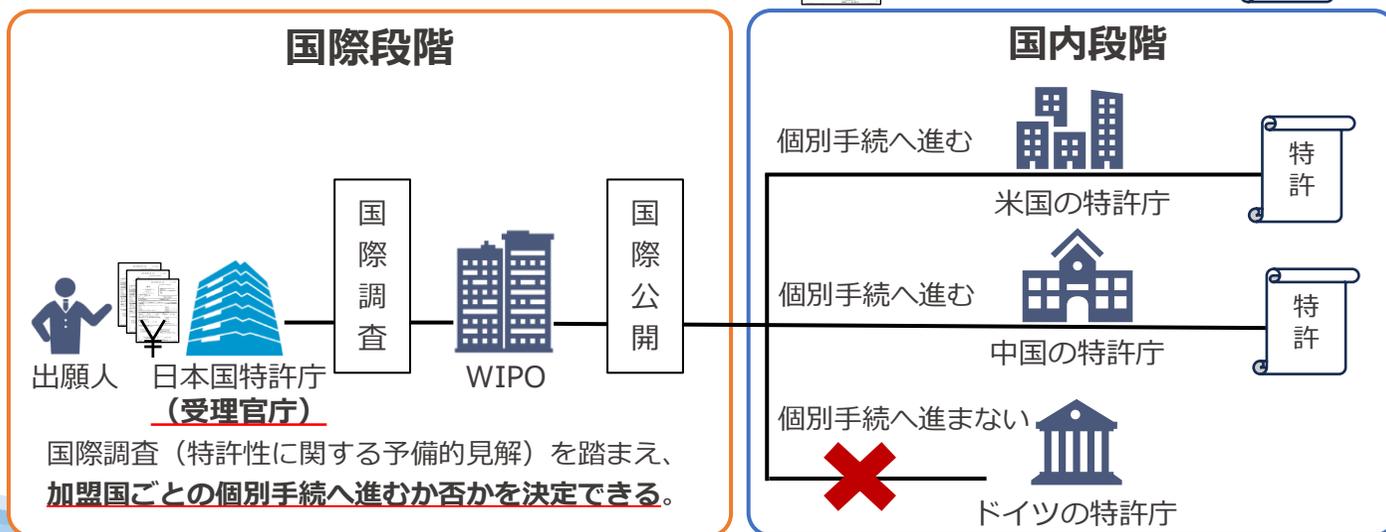
- 各国は、特許権を取得するための手順を独自に定めているため、その国の様式、言語により出願書類を作成する必要がある。
- 出願国数が多くなればなるほど、全ての国に対して迅速に手続を行うことは困難。



PCT国際出願をする場合

- PCT国際出願は、国際段階においては「出願の束」であるといえる。

自国の官庁に出願することにより、全ての加盟国における出願日を確保。



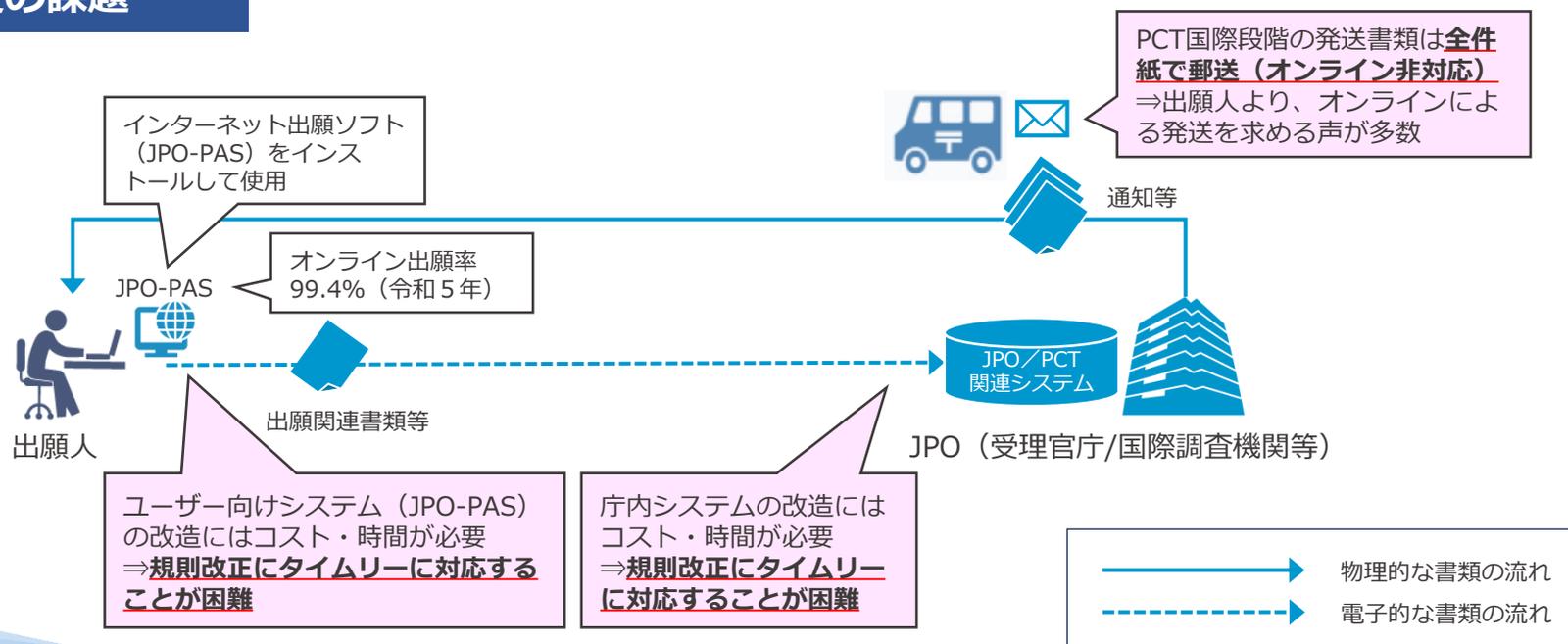
国際調査（特許性に関する予備的見解）を踏まえ、加盟国ごとの個別手続へ進むか否かを決定できる。

現行制度の課題：PCT国際段階におけるオンライン手続（出願・発送）

- PCT国際出願・中間書類の提出は、日本国特許庁（JPO）が提供するインターネット出願ソフト（JPO-PAS）でオンライン提出が可能であるが、庁内・ユーザー向けシステムの改造にはコスト・時間が必要となるため、頻繁なPCT規則改正などにタイムリーに対応することが困難な状況にある。
- PCT国際段階の発送書類は、JPOから出願人に全件紙で郵送しており（年間約25.2万件：令和5年実績）、出願人より、オンラインによる発送を求める声が多数寄せられている（調査研究（※）等においても、オンライン発送の強いニーズが確認されている）。

（※）令和6年度産業財産権制度問題調査研究「特許法等関係法令に基づく手続等の利便性向上及び制度・運用改善に向けた調査研究」（本調査研究の概要は後述のP30参照）

現行制度の課題



課題解決の手段としてのePCTの活用

- システムの改造コストを抑えながら、現行制度の課題を解決してユーザーの利便性向上を図るためには、世界知的所有権機関（WIPO）が提供するWebサービスである「ePCT」を活用したオンライン出願・発送の導入を検討する必要がある。
- PCT国際段階におけるオンライン手続は、国内法令（特例法・国際出願法（※1）及びこれらの下位法令）において定められている（※2）ところ、ePCTによるオンライン出願・発送の導入にあたっては、PCT条約・規則・実施細則との考え方の違い等に応じて、国内法令の改正が必要となる。

（※1）特例法：工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）、国際出願法：特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和三十二年法律第三十号）

（※2）国際出願関連通知等は、現行の特例法において特定通知等（オンラインでの通知等）として指定されていない。

ePCTとは

- 出願人・官庁向けに電子出願機能などをWIPOが提供するWebベースのサービス
- 88の受理官庁でePCTを利用したPCT国際出願を受付
- ソフトウェアのインストールや更新作業が不要で、10言語（※3）でサービスを提供

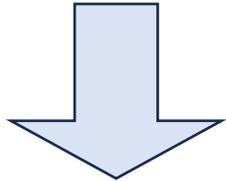
<ePCTの主要な機能>

（※3）日本語、英語、アラビア語、中国語、フランス語、ドイツ語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語

| | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------|
|  出 願 人 | 出願機能 | PCT国際出願・中間書類の提出、入力支援 |
| | 閲覧機能 | 出願の書誌情報や書類の閲覧・ダウンロード |
| | 管理機能 | 電子メールによる通知、国際出願の情報等閲覧する権限の管理 |
|  官 庁 | 受理機能 | PCT国際出願・中間書類の受理 |
| | オフィス機能 | 通知・国際調査報告書等の作成 |
| | 通信機能 | 出願人・WIPO・参加官庁との通信 |

(参考) ePCT活用のメリット

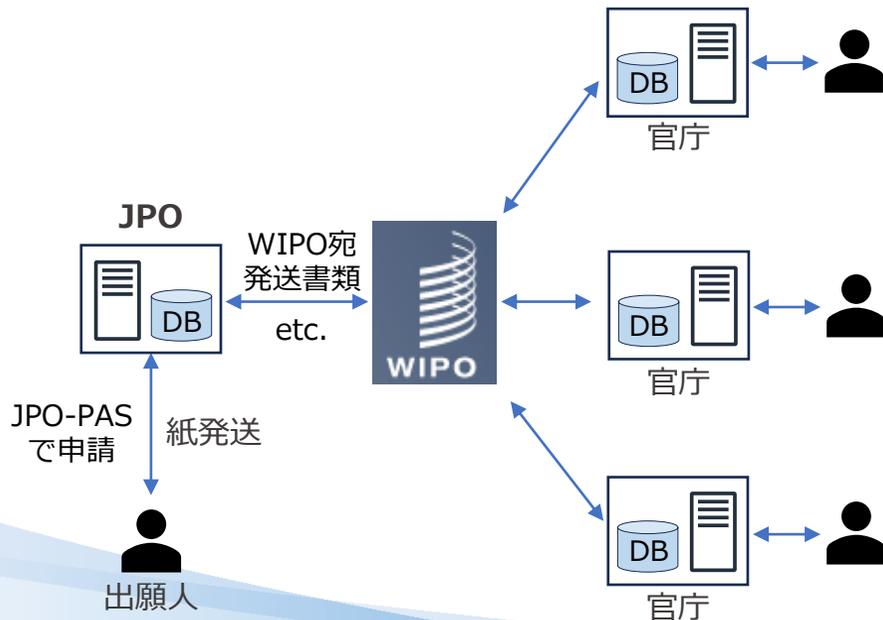
- ePCTは、WIPOが提供するWebベースのサービス
- 出願人向けの電子出願機能、官庁向けの受理機能やオフィス機能等を提供



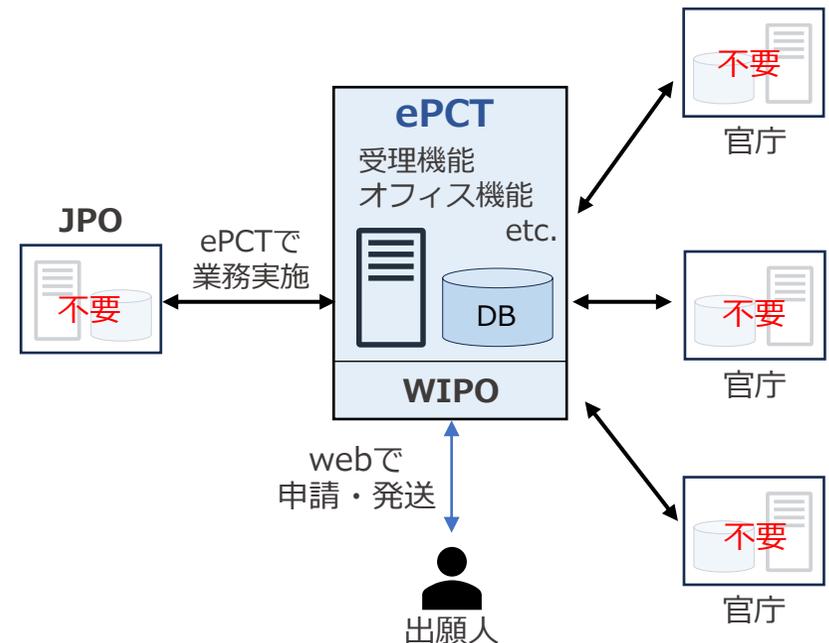
外部サービスの活用は、利便性向上や開発コストの低減につながるため、WIPOが提供するサービスを効果的に活用 ([デジタル戦略202X](#)より)

発送書類のオンライン化、優先権書類の電子交換、PCT規則改正への迅速な対応、などを実現

各官庁がePCTを利用しない場合 (現在のJPO)



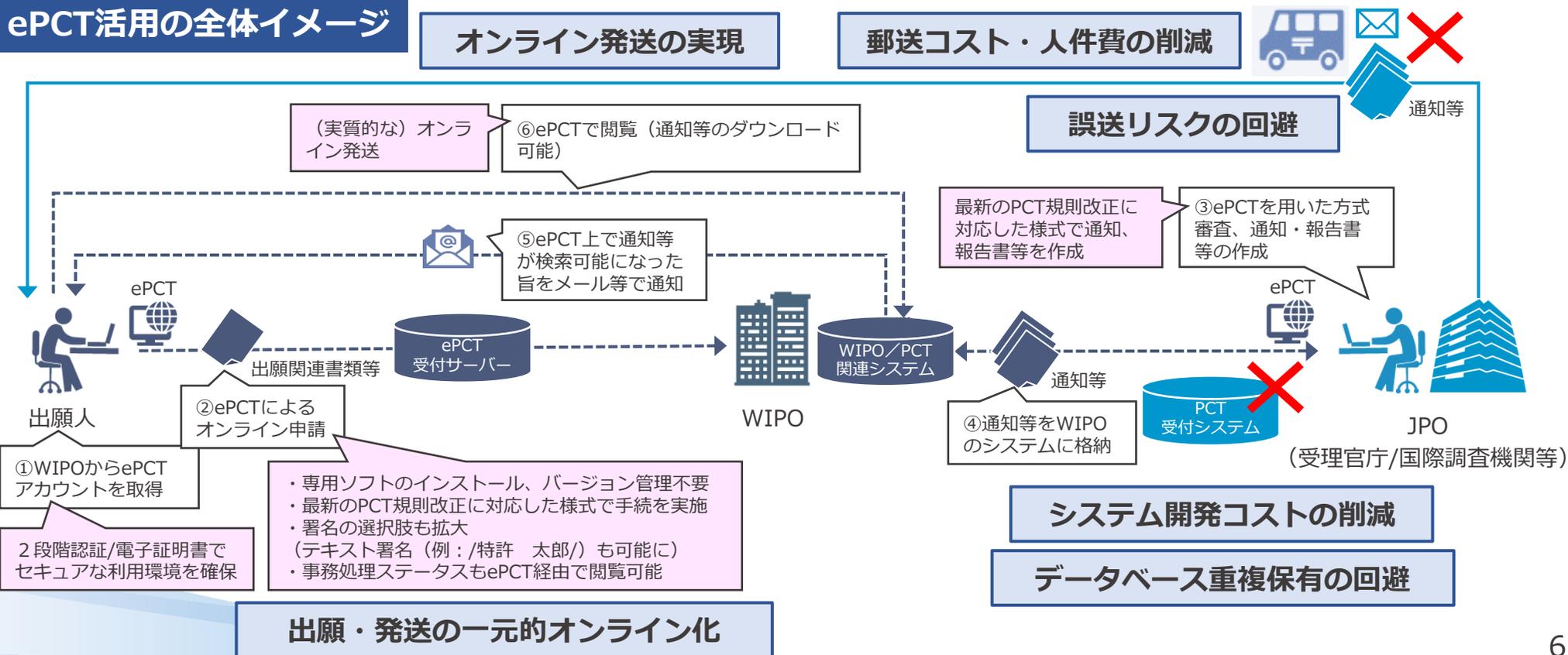
各官庁がePCTを利用した場合



ePCTによるオンライン出願・発送の導入（将来像のイメージ）

- ePCTを活用することにより、WIPOシステムを通じて一元的に国際出願関連書類の提出及び発送のオンライン化を実現し、頻繁に改正されるPCT規則に迅速・柔軟に対応できるオンライン環境を提供することで、ユーザーの利便性向上を図る。
- JPOにおいては、データベース重複保有の回避やシステム開発コストの削減に加え、従来かかっていた通知等の郵送コスト・人件費の削減や誤送リスクの回避ができる（=行政のDX推進に資する）。

ePCT活用の全体イメージ



法令面における対応の方向性（ePCTによるオンライン発送）

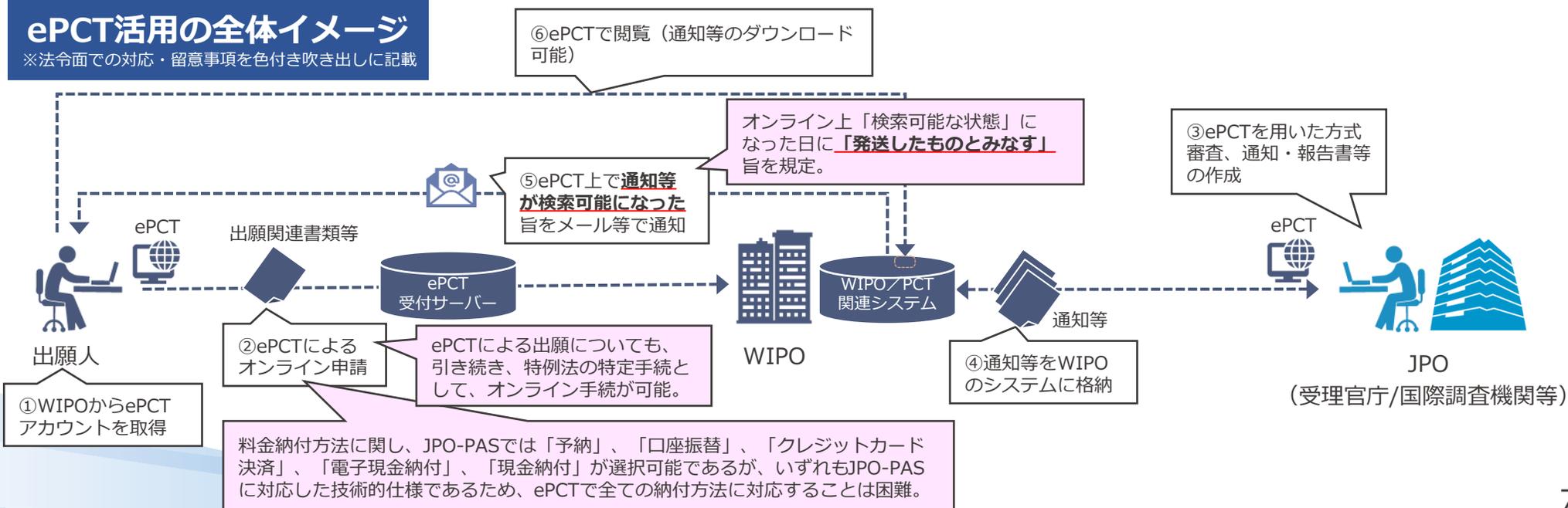
➤ オンライン発送について、現行の国内法令では、相手方（出願人）の電子計算機への「到達」時点が基準とされているのに対し（特例法第5条第3項）、ePCTについては、PCT実施細則において「出願人が電子システムにより検索可能になった日に出願人に送付されたものとみなす」（709(b)の2）として国内法令とは異なる考え方が採用されている。

⇒ PCT国際段階の通知について、国内法令の改正により、PCT実施細則における当該規定に準じて、ePCTを通じた発送の時点を明確化するなど、所要の措置を行うこととしたい。

（あわせて、オンライン発送に関する考え方の違いによりユーザーの実務に大きな影響を与えることがないように、発送書類が検索可能になった旨を電子メール等で出願人等に通知することを想定。）

ePCT活用の全体イメージ

※法令面での対応・留意事項を色付き吹き出しに記載



法令面における対応の方向性（ePCTによるオンライン出願）

- ePCTによるオンライン出願自体については、基本的には現行の国内法令の下での対応が可能と考えられる。
- 別途、ePCTによるオンライン出願時の料金納付方法については、JPO-PASとePCTの技術的仕様の差異と開発にかかる費用対効果も踏まえ、JPO-PASで許容されている料金納付方法のうち、利用実績の高いものを残すべく、国内法令の改正により、所要の措置を行うこととしたい。

<JPO-PASによるPCT国際出願で利用されている納付方法の割合>

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 予納 | 65.0% | 57.0% | 43.3% | 31.9% |
| 現金納付 | 0.1%以下 | 0.1%以下 | 0.1%以下 | 0.1%以下 |
| 電子現金納付 | 1.3% | 0.7% | 0.5% | 0.4% |
| 口座振替 | 20.9% | 18.3% | 14.1% | 12.6% |
| クレジットカード | 12.7% | 24.0% | 42.0% | 55.1% |

ePCT活用に向けたスケジュール（案）

- ePCTの活用にあたっては、本サービスを提供するWIPOの協力が不可欠であるが、JPOにおけるePCTの導入に向けた検討を本格的に行うべく、WIPOとJPOで認識を共有する共同意図表明（Joint Statement of Intent）に対し、令和6年10月15日に署名をしたところ。
- 特許特別会計の財政運営上、許容されるのであれば（※1）、ePCTによるオンライン発送／出願それぞれの導入時期等について、以下の方向で検討中。
 - ✓ ePCTによるオンライン発送は、令和7年中は書面の郵送と並行して試行を実施した後（全書面の9割程度（※2）の書類を想定）、早ければ令和8年中に、ePCTによる通知に切り替え、対象書類の重複郵送を廃止することを目指す。
 - ✓ ePCTによるオンライン出願については、WIPO側、JPO側双方のシステム改造が想定されており、令和10年1月頃の出願受付開始を検討。また、ユーザー側の対応期間（ePCTの周知状況、操作の習熟度）を踏まえ、ePCTに一本化するまでにJPO-PASとePCTを一定期間並行稼働させる方向で検討。

（※1）特許特別会計の財政運営については、財政点検小委員会（産業構造審議会知的財産分科会の下に設置）で審議を行っている。

（※2）残る1割程度の書面の郵送に関しては、システム改造やWIPOとの協議の進捗を踏まえ、随時、オンライン発送の対象に加える方向で検討する予定。

参照条文

【工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）】

（電子情報処理組織による特定手続）

第三条 手続をする者は、経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続であつて経済産業省令で定めるもの（以下「特定手続」という。）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（第五条第三項並びに第十三条第二項及び第三項を除き、以下単に「ファイル」という。）への記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

3 第一項の規定により行われた特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

（電子情報処理組織による特定通知等） ※未施行（令和8年施行予定）

第五条 経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官は、特許等関係法令の規定による通知又は命令であつて経済産業省令で定めるもの（以下「特定通知等」という。）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、特定通知等の相手方が電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の経済産業省令で定める方式による届出をしている場合に限る。

2 （略）

3 第一項の規定により行われた特定通知等は、次に掲げる時のいずれか早い時に、当該特定通知等の相手方に到達したものとみなす。

一 特定通知等の相手方が当該特定通知等についてその使用に係る電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）に備えられたファイルへの記録をした時

二 特許庁が、前号の記録をすることができる措置をとった日から十日を経過した時

4～6 （略）

参照条文

【工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）】

（予納による納付）

第十四条 特許法第七十条第一項の特許料若しくは同法第一百二十二条第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料（以下「特許料等」という。）又は第四十条第一項、特許法第九十五条第一項から第三項まで、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項、商標法第七十六条第一項若しくは第二項若しくは国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の手数料（経済産業省令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。）を納付しようとする者は、経済産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、当該特許料等又は手数料を予納することができる。

2～4 （略）

（口座振替による納付）

第十五条の二 特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（次項及び第十六条において「口座振替による納付」という。）を希望する旨の申出（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）があった場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 （略）

（指定立替納付者による納付）

第十五条の三 特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、当該特許料等又は手数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有することその他の経済産業省令で定める要件に該当する者として特許庁長官が指定するもの（次項及び次条において「指定立替納付者」という。）をして当該特許料等又は手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出があった場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 （略）

参照条文

【工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）】

（予納、口座振替又は指定立替納付者による納付の申出に係る手続の指定）

第三十八条の二 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の経済産業省令で定める手続について、予納、口座振替による納付の申出又は電子情報処理組織を使用して指定立替納付者による納付の申出をする場合は、第十条第一号から第五号まで、第五号の二（イ、ロ、ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。）、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第五十二号、第五十四号から第五十八号まで、第六十二号、第六十三号及び第六十六号に掲げる特定手続並びに別表第一の二の一、三（国際出願等に係る手数料を納付するものに限る。）、四から十二まで、十五、十七、二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる特定手続（以下この項において「別表第一の二に掲げる特定手続」という。）とする。ただし、別表第一の二に掲げる特定手続（同表の三の項に掲げるもの（国際出願等に係る手数料を納付するものに限る。）を除く。）に係る予納による納付の申出にあっては、当該特定手続を電子情報処理組織を使用してする場合又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出によりする場合に限る。

【PCT実施細則】

第709号 出願人との通信手段

(a)・(b) (略)

(b)2) 受理官庁がそのようなサービスを提供し、かつ、出願人がそれを請求する場合は、受理官庁は、出願人に書類を直接送付する代わりに、附属書 F のセクション 5.1 の 3 に定める標準に従って、出願人が電子システムによって当該書類を検索できるようにすることができる。この場合、当該書類は、出願人が当該電子システムにより検索可能になった日に、出願人に送付されたものとみなす。受理官庁は、出願人がその他の手段による送付を請求する場合のほか、新たな書類が利用可能になった場合には、電子手段により出願人に速やかに通報する。

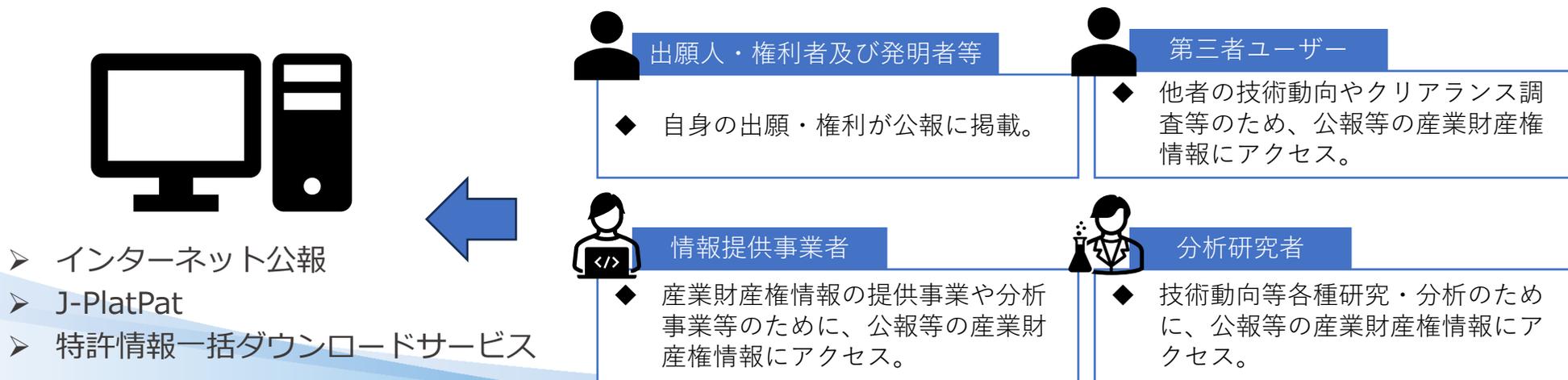
(c)・(d) (略)

DX時代にふさわしい産業財産権手続に関する制度的措置
2. 公報におけるプライバシーの保護

特許等公報発行制度の意義・目的

- 特許庁は、特許法等に基づき公報を発行している。公報発行の主な目的は、以下の2点。
 - **出願の公開**：「出願情報」を一般に提供することで**重複投資を防止し効率的な投資を促す**
 - **権利の公示**：各権利の範囲を示す「権利情報」を一般に提供することで**紛争の回避に資するとともにその活用を促す**
- 明治22年以降、公報発行により、出願情報及び権利情報等を広く情報提供。平成27年4月に全ての公報についてインターネットでの発行を実現。
- インターネットを通じて無料で産業財産権情報の検索ができるサービスとして、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、INPIT）において、平成27年3月より「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」が運用開始（前身事業の「特許電子図書館（IPDL）」は、特許庁において平成11年より提供開始）。本サービスでは公報情報にも簡便にアクセスが可能。
- 特許情報標準データ（※）や諸外国の公報データなどをダウンロードできるサービスとして、「特許情報の一括ダウンロードサービス」も提供している。

（※）特許庁が保有する特許・実用新案・意匠・商標に関する書誌・経過情報等について、情報の更新日単位でまとめられたバルクデータ。



現行制度の課題

- 公報においては、「権利の公示」の観点等より、**出願人・権利者及び発明者等を特定**するため、特許法等に基づき**氏名及び住所（居所）の個人情報**を掲載。
 - インターネットでの公報発行により誰でも容易に個人情報にアクセスできるが、昨今、社会全体におけるDXの進展に伴い、特許制度上、想定される利用範囲を超えた**個人情報の転用や発信等も容易**になっている中、**プライバシー保護の必要性が従前より高まっている**。
 - 平成27-28年頃より、法改正を要さずに実施可能なJ-PlatPat（公報PDF表示以外）等の特許情報提供サービスにおける住所概略化を順次開始したものの、その後も依然として多くのユーザーから、**公報における個人の出願人・権利者及び発明者等の住所非表示に関する要望が寄せられている**。
- ⇒ **出願人・権利者及び発明者等の住所情報の利活用とプライバシー保護の必要性の両側面を踏まえた上で、DX時代にふさわしい制度的措置として、公報における住所表記の在り方を検討する必要がある。**

過去の検討経緯

- ✓ 平成28年に、知財分科会情報普及活用小委員会から「個人情報の保護を強化する必要性が高まっていることに鑑み、公報に掲載する住所を概略化すべき。」旨の提言を受け、法改正の検討を実施したものの、**その当時は立法事実※の不足等により法改正は見送り**との結論となった。 ※当時は、個人住所掲載の課題が公報と特許情報提供サービスのどちらに起因するものか特定できなかったため、まずは運用で対応可能な特許情報提供サービスでの住所概略化の効果を見た上で、法改正の必要性は引き続き検討とされた。

ユーザーからの非表示要望の理由

- ✓ SNS等で活動している個人事業家であり、居住住所が公開されている現状は、不特定多数から悪質な嫌がらせ等を受ける可能性を高くしている。
- ✓ 注目されているイラスト・クリエイターや芸能活動を行っている出願人の場合、氏名や住所が勝手にネット記事などに転用されることや、一部の変質的なファン等によって身に危険が及ぶことが想定される。
- ✓ 自宅住所がネット検索等で発見されると、出願人本人だけでなく同居家族にも被害が及ぶことが想定される。
- ✓ 商標出願したいが、個人情報が悪用される可能性があるため出願できない。

公報における住所記載の例

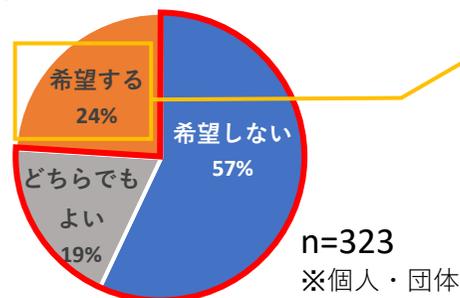
| (19) 日本国特許庁 (JP) | | (12) 公開特許公報 (A) | | (11) 特許出願公開番号 特開2007-123456 (P2007-123456A) | |
|------------------------------------------|----------------------------------|-----------------|--------------------|---------------------------------------------------|--|
| | | | | (43) 公開日 平成19年5月20日 (2007. 5. 20) | |
| (51) Int. Cl. | F I | テームコード (参考) | | | |
| G 0 1 B 12/345 (2006. 01) | G 0 1 B 12/34 | 1 0 1 B | 2 E 1 1 0 | | |
| G 0 2 C 9/87 (2006. 01) | G 0 2 C 9/87 | Z N A | 3 B 0 0 5 | | |
| G 0 1 B 67/89 (2006. 03) | G 0 1 B 67/89 | Z | | | |
| G 0 1 B 12/345 (2006. 03) | G 0 1 B 12/345 | U | | | |
| G 0 1 B 34/56 (2007. 01) | G 0 1 B 34/56 | | | | |
| 審査請求 未請求 請求項の数 2 O L 公開請求 (全 6 頁) 最終頁に続く | | | | | |
| (21) 出願番号 | 特願2006-123456 (P2006-123456) | (71) 出願人 | 390000011 | | |
| (22) 出願日 | 平成18年9月10日 (2006. 9. 10) | | 株式会社 花子 | | |
| (62) 分割の表示 | 特願2004-332299 (P2004-332299) の分割 | | 東京都千代田区霞が関4-2-1 | | |
| 原出願日 | 平成16年8月8日 (2004. 8. 8) | (74) 代理人 | 弁護士 代理 太郎 | | |
| | | | 234567891 | | |
| | | (74) 代理人 | 弁護士 代理 次郎 | | |
| | | | 987654321 | | |
| | | (72) 発明者 | 花子 太郎 | | |
| | | | 神奈川県横浜須賀町1丁目2200番地 | | |
| 特許法第64条第2項第4号の規定により図面の一部または全部を不掲載とする。 | | | | | |

公報に住所が掲載される者のニーズ — 掲載希望の有無・理由 —

- 公報における個人住所の掲載希望の有無について、希望しない者自体は50%~60%程度であり、どちらでもよい者まで含めた希望のない者は80%~90%程度。
- なお、掲載を希望する者においては、「ライセンス交渉等の連絡を受けるため」や「メーカーからの問合せを受けるため」等が理由として挙げられている。

出願人・権利者

Q：公報に自身の住所を掲載したいか

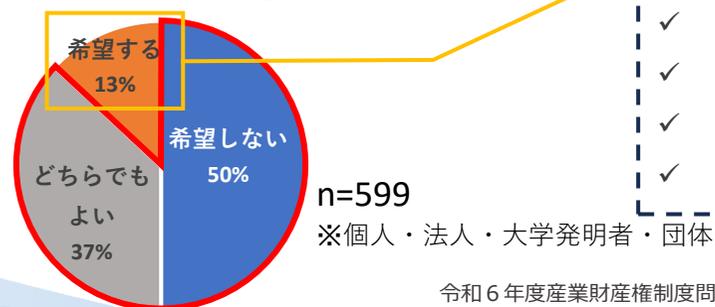


Q：掲載を希望する理由

- ✓ ライセンス交渉等の連絡を受けるため。
- ✓ 住所情報で権利者を特定することでビジネスにおける利用が有利となるため。
- ✓ 知名度向上のため。
- ✓ 商談時に有効なため。
- ✓ 権利者の所在を明確化するため。

発明者等

Q：公報に自身の住所を掲載したいか



Q：掲載を希望する理由

- ✓ メーカーからの問合せを受けるため。
- ✓ 技術的な質問を受けることがあるため。
- ✓ 問い合わせが容易になり色々な広がりができるため。
- ✓ 会社内としているので不都合がないため。

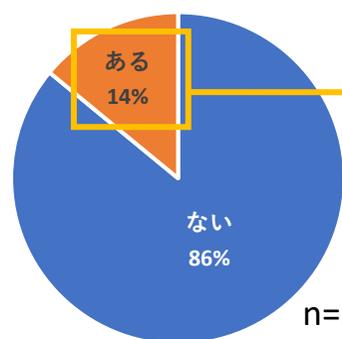
令和6年度産業財産権制度問題調査研究「公報における出願人等住所の概略表記に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）
 ■ アンケート調査（※）：対象：個人 319者・法人 280者・情報提供事業者 72者・分析研究者 9者・大学発明者 7者・団体 9者
 ■ 公開情報調査：海外制度に関する情報収集
 ※ アンケート調査では、一部の設問を除き、（四法別ではなく）公報全般に係る設問を設定しており、本資料においても特記がないものは公報全般に対する回答となっている。

公報に住所が掲載される者のニーズ — 支障の有無・内容 —

- 住所の掲載による支障がないユーザーが多数の反面、一部のユーザーにおいては、ダイレクトメールによる実害や、自身の住所がインターネットで公開されることへの不安等が生じている。
(プライバシー保護のための制度的措置の必要性)

出願人・権利者及び発明者等

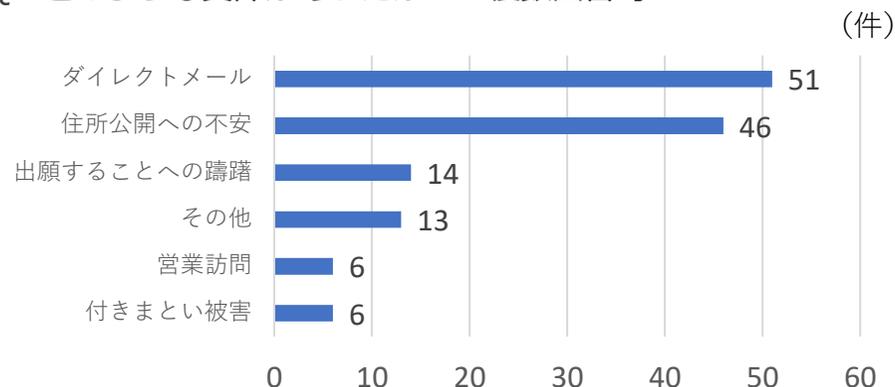
Q：住所の掲載によって支障があったか



n=583

※個人・法人・大学発明者・団体

Q：どのような支障があったか ※複数回答可



支障の具体事例

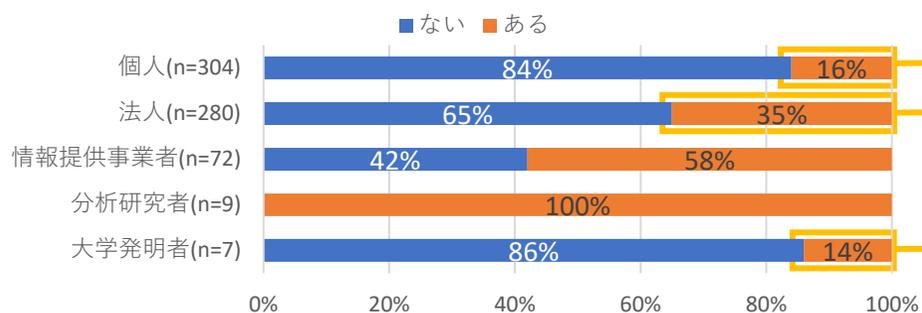
- ✓ 聞いたことのない団体から、企業向けの情報誌への掲載を求めるDMが届いた。
- ✓ 子供（発明者）の特許出願の際、住所等が公開されることに不安がある。
- ✓ 強盗被害等への不安感がある。
- ✓ 住所が晒されるためかなり出願を躊躇した。
- ✓ ペンネームと本名とが紐付いてしまうことへの不安がある。
- ✓ SNSにより、自動的に情報がアップされるものもあり、恐怖を感じた。

公報掲載の住所情報を利用する者のニーズ — 第三者ユーザー —

- 住所情報を利用している第三者ユーザー（※）は10%～30%程度。
- 第三者ユーザーにおける住所情報の利用目的は「特定の出願人・権利者等の抽出」や「ライセンス等の接触」が多い。

（※）本アンケート調査で対象とした第三者ユーザーは、特許庁に出願したことがあるユーザー。

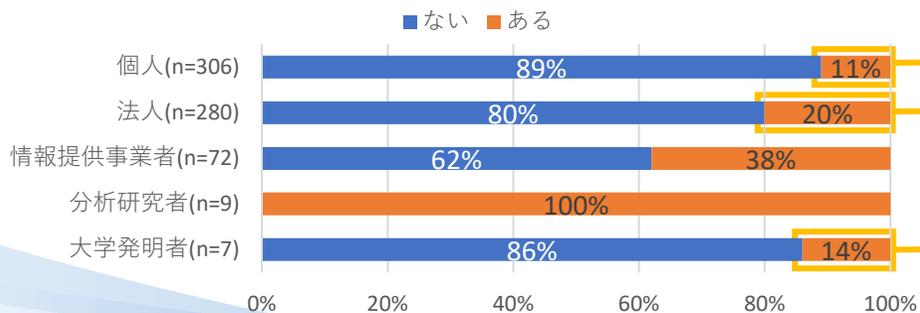
Q：出願人・権利者の住所情報を利用することがあるか



Q：住所情報の利用目的（特許）※複数回答可



Q：発明者等の住所情報を利用することがあるか



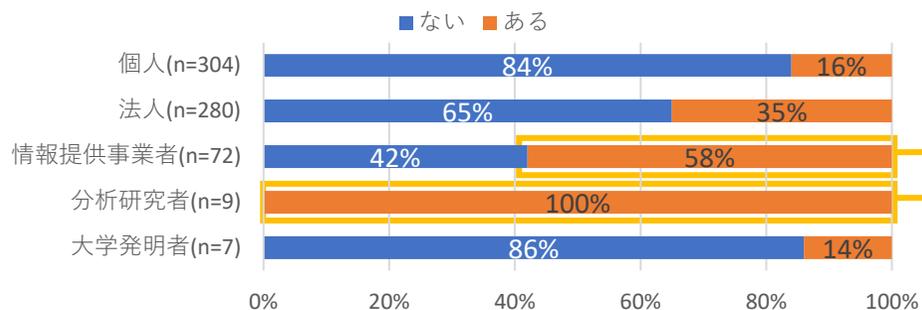
Q：住所情報の利用目的（特許）※複数回答可



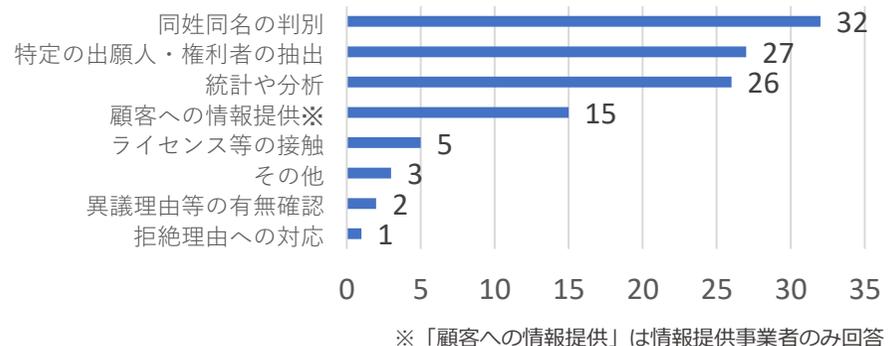
公報掲載の住所情報を利用する者のニーズ — 情報提供事業者・分析研究者 —

- 情報提供事業者や分析研究者においては、多くのユーザーが住所情報を利活用している。
- 情報提供事業者や分析研究者における住所情報の利用目的は「同姓同名の判別」や「特定の出願人・権利者の抽出」、「統計や分析」が多い。

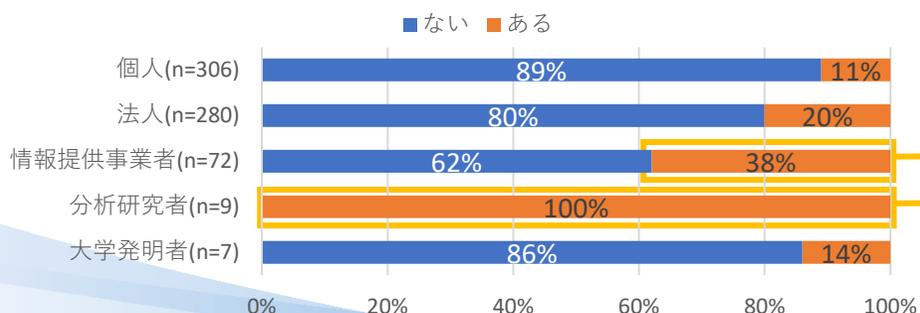
Q：出願人・権利者の住所情報を利用することがあるか



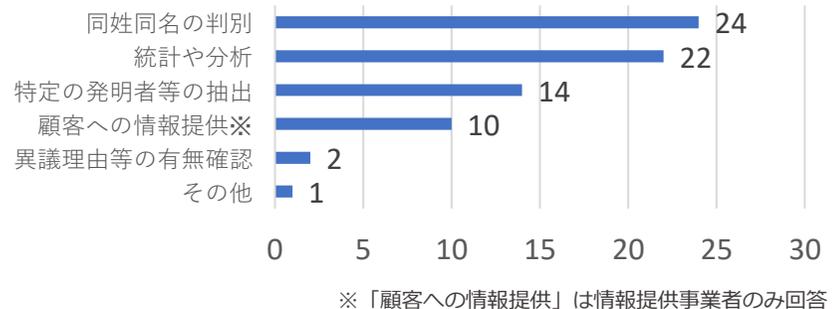
Q：住所情報の利用目的（特許）※複数回答可



Q：発明者等の住所情報を利用することがあるか



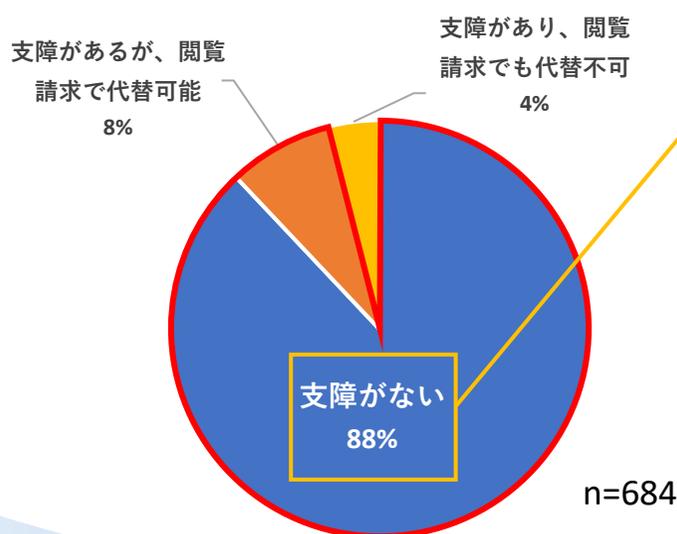
Q：住所情報の利用目的（特許）※複数回答可



公報掲載の住所情報を利用する者のニーズ — 概略表記による支障 —

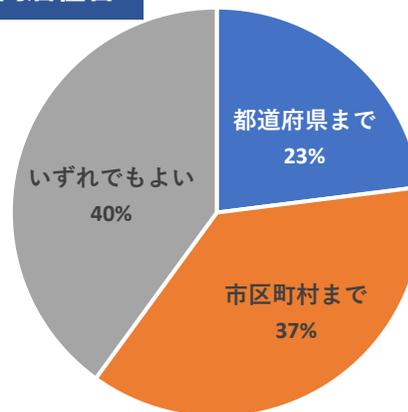
- 公報における個人の住所が概略表記であっても支障がないユーザーは88%。
- 支障があるユーザーにおいて、支障がある利用目的は「ライセンス等の接触」が最も多く、同ユーザー（12%）のうち、閲覧請求で代替可能であるユーザーは8%であったのに対し、閲覧請求でも代替不可であるユーザーは4%にとどまる。
- 概略表記のレベルについては、「いずれでもよい」を除くと、国内居住者については「市区町村まで」、在外者については「都市名まで」の希望が多い。

Q：出願人・権利者の住所が概略表記であった場合の支障の有無
(支障ありの場合は閲覧請求での代替可否)

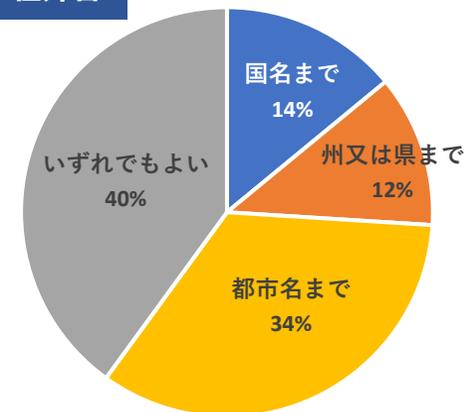


Q：概略表記のレベルの希望

国内居住者



在外者



※発明者等の住所についても同傾向の結果であった。

(参考) 各国・地域の公報の状況等

- 主要な海外庁が発行する公報については、多くが概略表記対応しており、出願人・権利者と発明者等の両方とも住所を完全表記している国は日本のみ。
- この他、PCT国際出願に係る国際公開において住所（あて名）が全表記されているが、昨今の個人情報保護・プライバシーの一般原則と整合をとるべく、現在、住所など個人情報への公衆アクセスに係る見直しの検討が進められている。

| | 特許 | | 実用新案 | | 意匠 | | 商標 |
|----|-------------|---------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|
| | 出願人・権利者 | 発明者 | 出願人・権利者 | 考案者 | 出願人・権利者 | 創作者 | 出願人・権利者 |
| 日本 | 完全 | 完全 | 完全 | 完全 | 完全 | 完全 | 完全 |
| 米国 | 概略 | 概略 | - | - | 概略 | 概略 | 完全 |
| 欧州 | 概略 | 概略又は非表示 | - | - | 完全 | 取得なし | 完全 |
| 中国 | 完全、外国人は概略 | 取得なし | 完全、外国人は概略 | 取得なし | 完全、外国人は概略 | 取得なし | 完全 |
| 韓国 | 完全、自然人のみ概略可 | 完全又は概略 | 完全、自然人のみ概略可 | 完全又は概略 | 完全、自然人のみ概略可 | 完全又は概略 | 完全、自然人のみ概略可 |

PCT国際出願に係る検討状況

※PCT/WGの作業文書より ([PCT/WG/17/8](#)及び[PCT/WG/17/9](#))

出願人については（出願人又は代理人のうち、少なくともいずれか1人の住所は必要であるものの、）他の出願人の住所を、発明者については（氏名は必須であるものの、）全員の住所を公衆アクセスから除外することを可能とするPCT規則改正草案について検討中（発明者名については、統計分析に十分な情報（例：国名又は都市名の概略表記）との併記が一案として提示（PCT/WG/17/8のpara25））。

他法域の状況（プライバシー保護に関する検討動向）

- プライバシー保護の観点から、法務省において以下2つの制度見直しの検討が実施された。
 - ✓ インターネット・SNSの普及等により、住所を公開することへの抵抗感からの起業の躊躇などにつながることを懸念する声の高まりを受けて、商業登記規則等の改正により、**代表取締役等住所非表示措置**が創設された（令和6年10月1日施行）。
 - ✓ **破産者マップ問題**を受け、法制審議会（民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会）において検討。個人破産者のプライバシー保護の観点から、**破産手続における官報公告を廃止すべき等の意見**が出されたものの、**同公告は破産債権者の財産権を保障するための手段であるなどとして反対する意見又は慎重な意見**があったことから、制度的措置は見送りとなった。

代表取締役等住所非表示措置

※法務省HP「代表取締役等住所非表示措置について」より

一定の要件の下、登記事項証明書等において株式会社の代表取締役等の住所を一部表示しないこととする措置（住所表示は最小行政区画として「市区町村」まで（東京都においては特別区まで、指定都市においては区まで））。

（従来の登記情報）

| | |
|----------|------------------------------|
| 役員に関する事項 | 東京都千代田区一丁目1番1号 代表取締役 法務太郎 |
|----------|------------------------------|



（非表示措置後の登記情報）

| | |
|----------|-----------------------|
| 役員に関する事項 | 東京都千代田区 代表取締役 法務太郎 |
|----------|-----------------------|

破産者マップ問題

官報での公告情報を基にしたと思われる「破産者マップ」が2019年にインターネット上に公開。地図上に破産者等（過去に破産申立した者、個人再生申立した者等）の住所地がマークされ、そのマーク周辺の破産者等の氏名・住所も表示されるもの。個人情報保護委員会からの行政指導で当該サイトは閉鎖されたが、次々と同様のサイトが現れ、中には情報の削除に金銭の要求をするサイトまで出現。

破産手続における官報公告の廃止等に反対・慎重な意見

※民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案の補足説明（令和4年8月法務省民事局参事官室）P64より

- **公告には善意又は悪意の推定の効果**があり（破産法第51条）、その効果は実務上重要な意味があるが、官報での掲載がされないなど裁判所外における公示がされない、**その仕組みに影響を及ぼし得る**。
- 与信管理業務を行う者は官報への掲載を通じて直接又は間接にその情報を得ており、**その仕組みが設けられないと実務上大きな影響がある**。
- 配当等がない同時廃止事件に限定して公告を見直すといったことについても、免責の効果は通知がされない債権者にも及び、その公告には、免責についての意見申述の機会を保障する意味がある。

対応の方向性（公報における住所表記の在り方）

- 公報に住所が掲載される者側のニーズによれば、公報における個人の住所は一律非表示が望ましいが、他方、住所情報を利活用する者側のニーズによれば、公報掲載情報においても一定の個人特定性を担保できる方が望ましいと考えられる（後者のニーズのうち、「ライセンス交渉」での利用目的については、出願書類や登録原簿等の閲覧請求で対応可能）。
- こうしたユーザーニーズのバランスをとりつつ、DX時代における個人のプライバシーを適切に保護するため、他法域での状況も踏まえ、公報における個人の出願人・権利者及び発明者等の住所は概略表記（国内居住者については市区町村まで（※）、在外者については都市名まで）とすべく、所要の制度改正（特許法第64条第2項等の改正）を行うこととしたい。

（※）東京都においては特別区まで、指定都市においては区までの表記とする。

検討におけるポイント

（公報に住所が掲載される者のニーズ）

- ・公報への住所掲載については、希望のない者が大部分。< P 16 >
- ・住所掲載の支障としてDM等の実害は一定数に上る。< P 17 >
- ・他法域での現状（破産者マップ問題等）も踏まえれば、その他の住所掲載に対する不安・懸念も見過ごし難い（DX時代にふさわしい措置の必要性）。< P 15、17、22 >
- ・J-PlatPat等での住所概略化以降も、公報における住所非表示に関する要望が多く寄せられている。< P 15 >

（公報掲載の住所情報を利活用する者のニーズ）

- ・第三者ユーザーにおける利用目的は、「特定の出願人・権利者等の抽出」や「ライセンス等の接触」が多い。< P 18 >
 - ・情報提供事業者・分析研究者における利用目的は、「同姓同名の判別」や「特定の出願人・権利者の抽出」、「統計や分析」が多い。< P 19 >
 - （・概略表記で支障があり、閲覧請求でも代替不可であるユーザーはごく一部。< P 20 > ）
- ⇒公報情報として、一定の個人特定性の担保が求められると考えられる。

（出願人・権利者及び発明者等の確認方法）

- ・公報や特許情報提供サービス（P 14）の他、出願書類や登録原簿等を閲覧請求（※）することにより、出願人・権利者及び発明者等を確認することが可能（登録原簿の閲覧請求では、公報情報とは異なり、最新の権利者情報を確認することができる）。

（※）特許（特許庁のファイルに記録されている事項に限る。）については特許公報発行の日から1年間、商標については商標公報発行の日から2月間は、手数料無料で閲覧（縦覧）することができる。

対応の方向性（公報等を前提とする規定への影響有無）

- （破産者の官報公告については、破産債権者の財産権を保障するための手段であるため、具体的には、破産手続等における同公告での推定効果やその意義、同公告を廃止等した場合の影響の大きさ等より、廃止等の制度的措置が見送られているのに対し、）
公報における個人の出願人・権利者及び発明者等の住所を概略表記としても、**補償金請求権（特許法第65条）や過失推定（特許法第103条）といった、特許制度における公報等を前提とする規定に対して、特段の影響はない**（※）と考えられる。

（※）その他規定についても、出願書類や登録原簿等の閲覧請求により当該住所を確認できるため、特段の影響はない。

補償金請求権（特許法第65条）

（趣旨）出願の公開により自己の発明を第三者に実施された場合に生じる出願人の損失を填補するため補償金請求権が認められている。

（影響がない理由）特許法第65条第1項は、特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告を行うことを補償金請求権の要件としており、出願公開公報上に公示された特許出願の確認義務を第三者に課すものではないため。

過失推定（特許法第103条）

（趣旨）民法第709条により、損害賠償の請求にあたっては、通常、請求人に故意又は過失の立証責任があるが、特許発明の内容は特許公報等で公示されているため、侵害の行為をする者は過失によってその行為をしたものと推定し、立証責任を転換せしめるもの。

（影響がない理由）特許法第103条の適用の前提として課される確認事項は、特許権の有無及び（特許権が存在する場合には）その権利範囲であり、被疑侵害者による権利者の特定及び認識までは求められていないため。

参照条文：特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）

（出願公開の効果等）

第六十五条 特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2 前項の規定による請求権は、特許権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

3～6 （略）

（過失の推定）

第一百三条 他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。

参照条文

特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号） 抄

（出願公開）

第六十四条 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。次条第一項に規定する出願公開の請求があつたときも、同様とする。

2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第四号から第六号までに掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

- 一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許出願の番号及び年月日
- 三 発明者の氏名及び住所又は居所
- 四 願書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容
- 五 願書に添付した要約書に記載した事項
- 六 外国語書面出願にあつては、外国語書面及び外国語要約書面に記載した事項
- 七 出願公開の番号及び年月日
- 八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が第三十六条第七項の規定に適合しないときその他必要があると認めるときは、前項第五号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。

その他関係法令

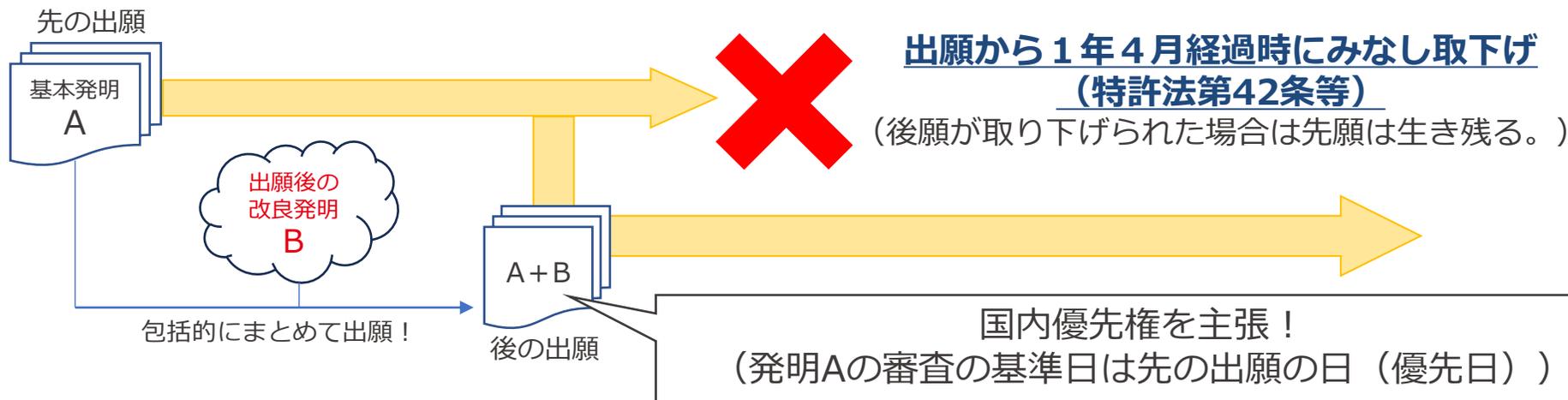
- ◆ 特許法第六十六条第三項、第六十七条の二第六項、第六十七条の三第四項、第六十七条の七第四項、第一百八十四条の九第二項
- ◆ 実用新案法第十四条第三項、第五十三条第二項
- ◆ 意匠法第二十条第三項、第六十六条第二項、第三項
- ◆ 商標法第十二条の二第二項、第十八条第三項、第二十三条第三項、第六十五条の六第二項、第七十五条第二項
- ◆ 特許法施行規則第二十九条、意匠法施行規則第十九条第三項

DX時代にふさわしい産業財産権手続に関する制度的措置
3. 国内優先権に基づく先の出願の取扱いの見直し

現行制度の概要・導入経緯（国内優先権制度・みなし取下げ制度）

- 国内優先権制度とは、既にした自己の特許出願等（先の出願）の発明を含めた包括的な発明として、「優先権」を主張して出願（後の出願）をした場合、その包括的な出願に係る発明のうち先の出願に含まれる発明については、特許審査等の基準日を先の出願の日とする優先的な取扱いを認める制度。
- 国内出願を先の出願として優先権を主張したPCT国際出願についても、権利取得先として日本を指定した場合に国内優先権が認められる。
- 一連の発明について包括的及び漏れのない権利を円滑に取得可能とする本制度は、昭和60年改正により導入。
- 制度導入当時は、審査処理期間の長期化の状況に鑑み、重複内容の実体審査の回避のため、先の出願については、出願公開準備時期前にみなし取下げとすることとされた。

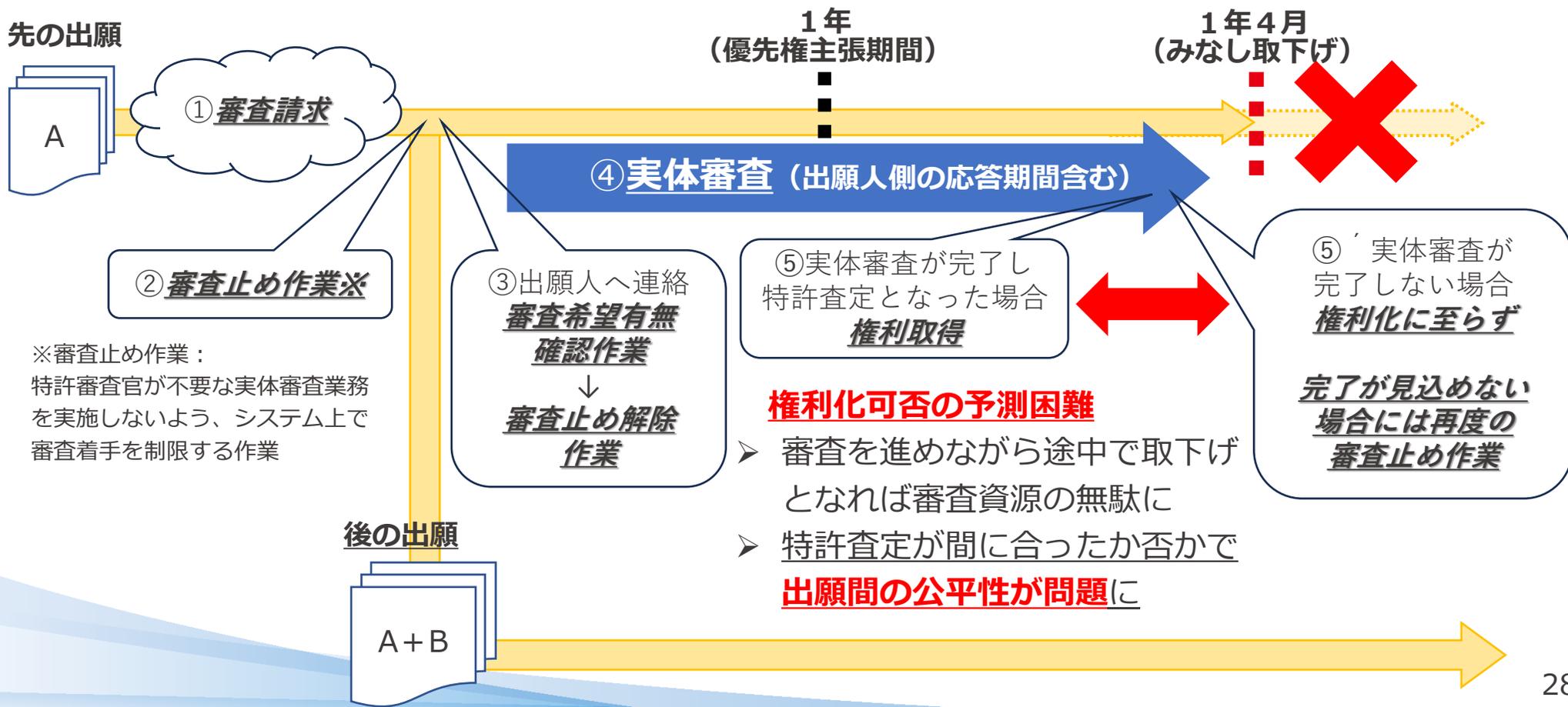
国内優先権制度・みなし取下げ制度について



現行制度の課題：国内優先権に基づく先の出願の権利化可否の予測困難性

- 審査処理の迅速化に伴い、審査請求のタイミングや実体審査・方式審査の進捗等によって、みなし取下げまでに権利取得できるかが案件ごとに流動的であり、**権利化可否の予測困難性が課題として顕在化**（出願審査の請求・早期審査の事情説明書を提出した先の出願がみなし取下げとなったことを不服とする行服事例（※）も発生）。
- 特許庁では、**先の出願の権利取得に関する出願人の意向確認**や、**それに基づく審査止め等の調整業務**も実施。

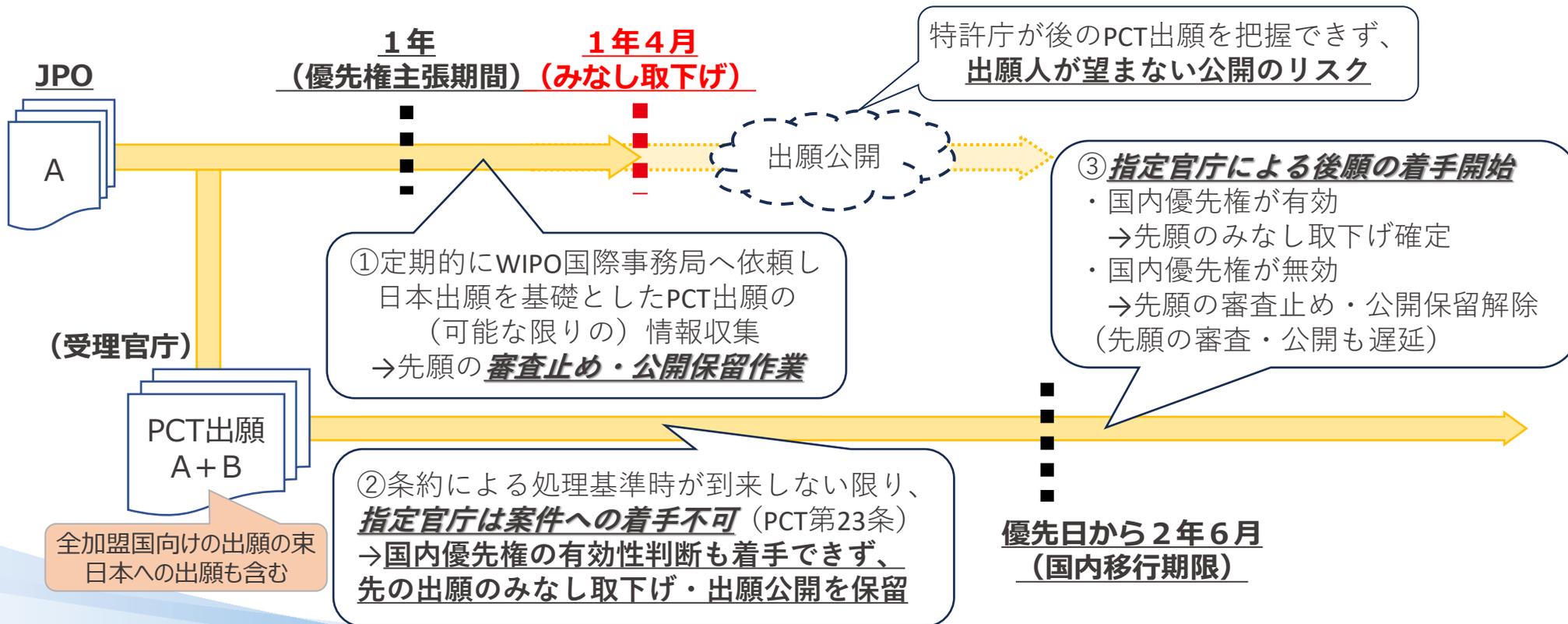
（※）行服事例は、特許査定等を求めるものであり、みなし取下げにより不服申立ての利益なし等として却下裁決済み。



(後の出願がPCT国際出願の場合における)

現行制度の課題：出願人が望まない先の出願の公開リスク

- 国内優先権主張を伴う後の出願がPCT国際出願の場合、条約の規定による処理基準時（出願人による明示の請求又は国内移行期限（2年6月））経過後に初めて指定官庁が国内優先権主張の事務上の有効性判断が可能となるため、それまでの間は先の出願のみなし取下げ・出願公開を保留。
- 我が国特許庁以外を受理官庁とするPCT国際出願であって国内出願を基礎とするものは、WIPO国際事務局を通じた情報収集を特許庁で行っているが、他国官庁からWIPO国際事務局への報告漏れ等も想定され、後のPCT国際出願を捕捉しきれずに、**出願人が望まない先の出願の公開リスクあり**。



ユーザーへの影響調査の実施

- 国内優先権に基づく先の出願の取扱いについて、以上のような課題認識の下、制度簡素化に向けた見直し(※)を検討。
- 制度簡素化に向けて先の出願の取扱いを見直すことがユーザー実務にどの程度の影響があるかを明らかにすべく、以下の調査研究(以下「ユーザーへの影響調査」)を実施。

(※) 制度簡素化に向けた見直しとしては、先の出願について、通常の出願と同じ取扱い(出願から3年以内に審査請求がなければみなし取下げ)とし、出願から1年4月後のみなし取下げを廃止することが一案。以下同じ。

令和6年度産業財産権制度問題調査研究「特許法等関係法令に基づく手続等の利便性向上及び制度・運用改善に向けた調査研究」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

調査研究の目的・必要性

- 効果的・効率的な手続制度について模索していくため、今後の検討予定の手続制度(国内優先権に基づくみなし取下げ制度やPCT国際出願におけるePCT活用の可能性ほか)に関する意見等を収集し、改善や企画に反映していくことを目指す。

公開情報調査(海外状況調査)

- 2020年から2024年に公表された書籍、論文、調査研究報告書、審議会報告書、事例集及びインターネット情報等を利用して、本調査研究に関する文献・情報を調査、整理及び分析。

国内アンケート調査

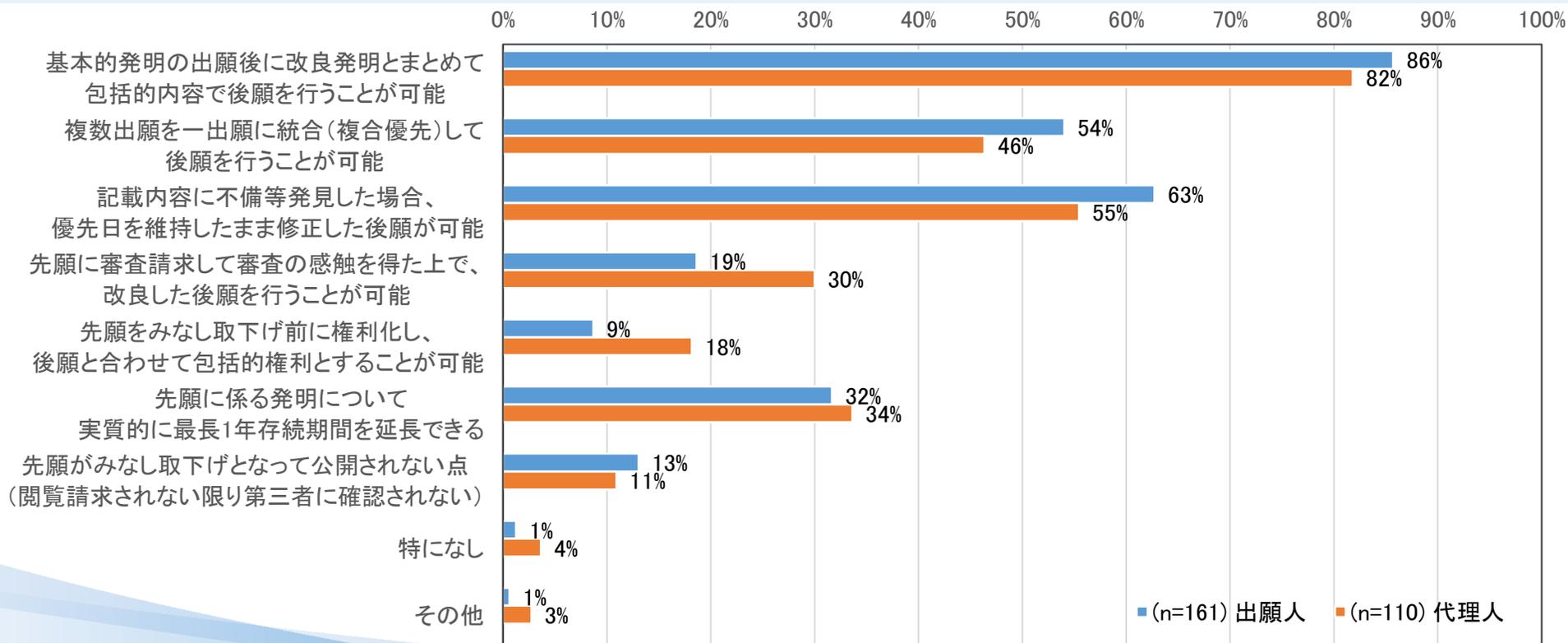
- 産業財産権に関する手続等に関する幅広い意見等を収集し、現状を把握することを目的として、2018年から2022年に出願手続をした国内企業・代理人事務所等に対してアンケート調査を実施。
 - 国内企業・代理人事務所等273者(※)が回答(回答率54.6%)。
- (※) 設問によっては、該当する者のみに回答を求めている関係上、各設問における回答者合計数と差が生じている場合がある。

国内ヒアリング調査

- アンケート調査の結果を深掘りすることを目的とし、ヒアリング調査を実施。
- 国内企業・代理人事務所20者。

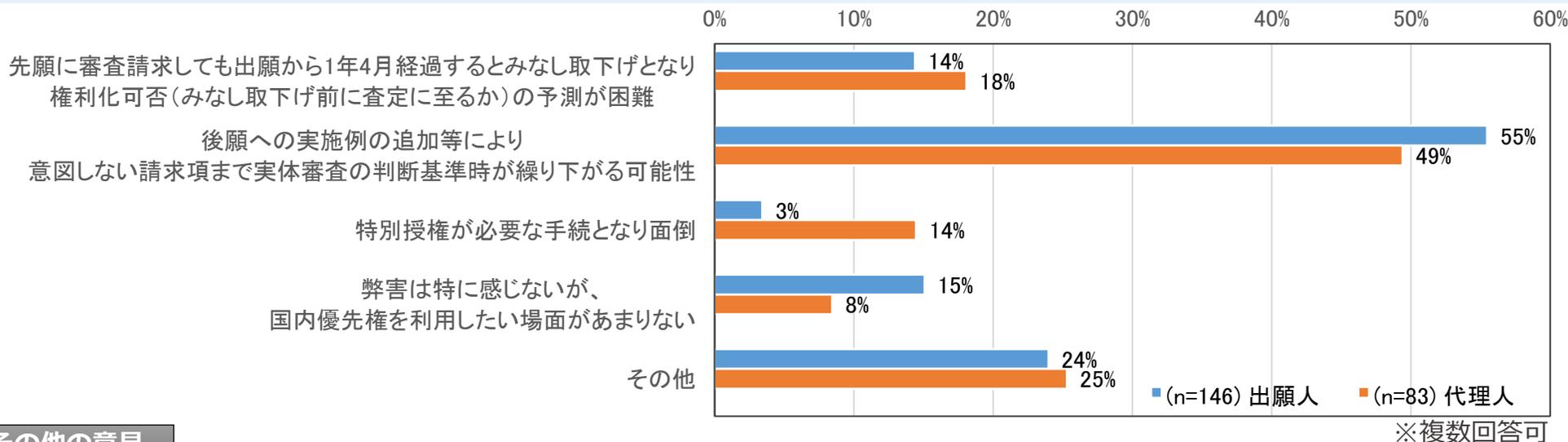
ユーザーへの影響調査結果①（国内優先権制度の利点）

- 国内優先権制度の利点として、**約80%以上**の者が「**基本的な発明の出願後に改良発明とまとめて包括的内容で後の出願を行うことが可能**」を選択し、最も多かった。
 - 次いで「優先日を維持したまま不備等を修正した後の出願を行うことが可能な点」、「複合優先により後の出願を行うことが可能」等が多かったが、「**先の出願がみなし取下げとなって公開されない点**」を選択した者は**約10%程度**にとどまった。
- ⇒ 包括的な内容での後の出願を可能とする点など、**現行の国内優先権制度の大枠は支持**されているものと考えられる。



ユーザーへの影響調査結果②（国内優先権制度の改善すべき点）

- 国内優先権制度の改善すべき点として、過半数の者が「後の出願への実施例の追加等により意図しない請求項まで実体審査の判断基準時が繰り下がる可能性」を選択し、最も多かった。（⇒判断基準時の繰り下がりに係る対策ニーズあり）
- 「先の出願についてみなし取下げ前に査定に至るか否かの予測が困難」を選択した者は約15%程度にとどまった。



その他の意見

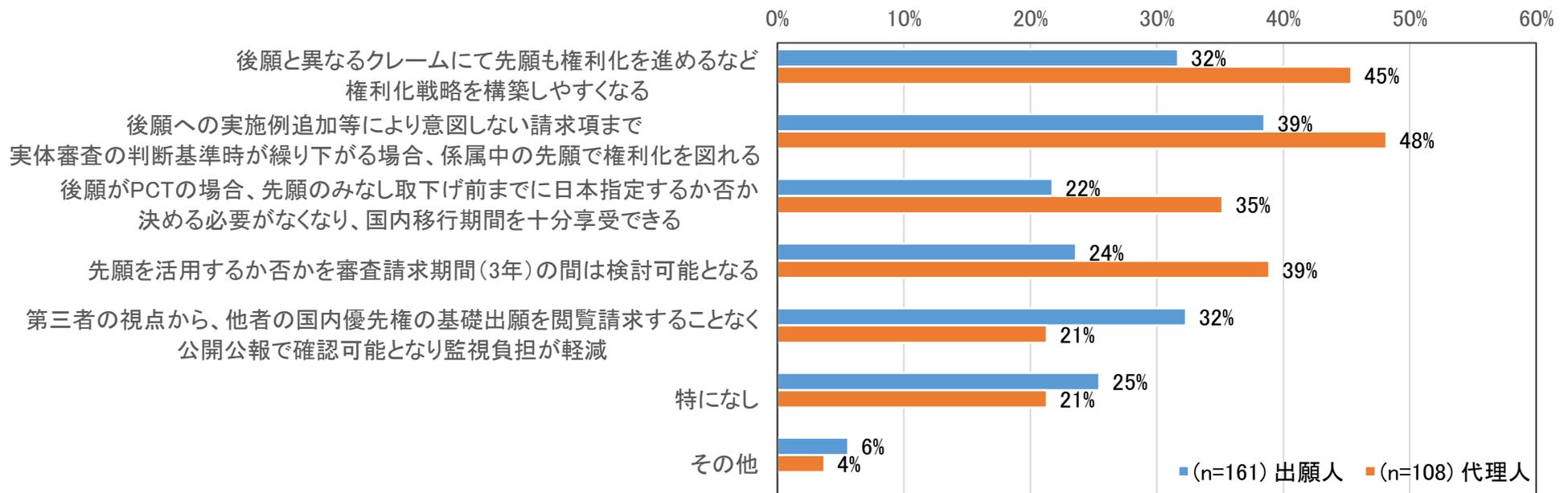
- パリ優先権の基礎出願は取下げとならず、基礎出願がみなし取下げとなる国内優先権の方が不利。
- 特別授権に関して「取下げ」の委任事項ではカバーされない点が面倒。
- 後の出願の取下げ時期によっては先の出願が予期せず公開されてしまうデメリットがある。
- 人工乳首事件（※）以来、国内優先権制度をクライアントにすすめるににくい。

※人工乳首事件（東京高判平成15年10月8日平成14年（行ケ）539号）

伸長部である肉薄部を螺旋形状にした人工乳首の実施例を後の出願の明細書に加えることにより、後の出願の特許請求の範囲に記載された発明の要旨となる技術的事項が、先の出願に係る技術的事項の範囲の超えることになることは明らかであるから、その超えた部分については優先権主張の効果は認められないとされた事件。

ユーザーへの影響調査結果③（見直しのメリット）

- 国内優先権に基づく先の出願の取扱いについて、制度簡素化に向けた見直しを行った場合のメリットとして、「後の出願への実施例追加等により意図しない請求項まで実体審査の判断基準が繰り下がる場合に、係属中の先の出願で権利化を図れる」（判断基準時の繰り下がりリスクへのセーフガード）を挙げるユーザーが最も多かった。
- 見直しのメリットとして続いて多く挙げられたのは、企業等（出願人）においては「第三者視点による先の出願が公開されることによる監視負担軽減」、代理人においては「権利化戦略を構築しやすくなる」など。



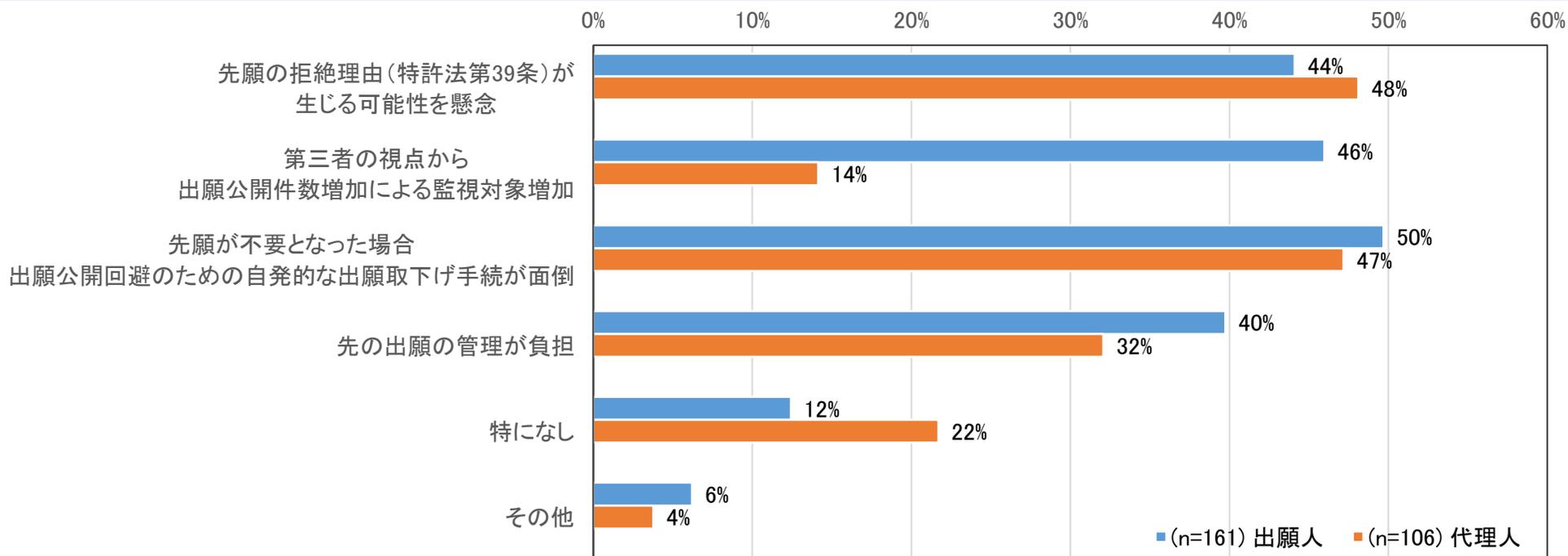
※複数回答可

その他の意見

- 審査結果や事業展開に応じて権利化内容を検討するため分割出願を利用してきたが、先の出願が存続するのであれば分割出願を行う必要がなくなるメリットがある。
- PCT出願の願書第V欄のチェック（JP指定の除外）漏れの心配がなくなる。

ユーザーへの影響調査結果④（見直しのデメリット）

- 国内優先権に基づく先の出願の取扱いについて、制度簡素化に向けた見直しを行った場合のデメリットとして、「先の出願の公開を回避したい場合の出願取下げ手続が面倒」や「先の出願との関係において特許法第39条に基づく拒絶理由が生じる可能性を懸念」を挙げるユーザーが多く、前者に関連し、公開回避のためにはいつまでに出願取下げが必要かを明確化すべきとの意見もあった。
- その他、第三者視点による監視対象増加、管理負担などの事務負担増加への懸念も見られた。



※複数回答可

その他の意見

- 先の出願を公開させないためにはいつまでに出願取下げが必要かを明確化すべき。
- 先の出願と後の出願が上位概念と下位概念の関係で権利化された場合、実質的に一つの出願を基礎とする発明の権利期間が一年延長になる可能性。
- 期間管理等の管理業務が煩雑化。

(参考) ヒアリング調査結果 (見直しに対する賛否/ユーザーへの影響等)

見直しに対する積極的意見

- ・ 閲覧請求すると請求者が特定されるリスクがあるので自動的な公開は重要。公開しないと優先権の効果が得られないくらいの方が良い。制度がシンプル化されることは歓迎。(通信)
- ・ 先の出願を3年間係属か出願取下げかを選択可能となり、活用の場面が広がる。(精密機器)
- ・ 一度、権利化不要と判断した基礎出願について、発明者が後からやはり必要と言い出すことがあり、基礎出願が3年間係属していると助かる。(化学)
- ・ 他社特許を見る際、優先権の遡及时期を解析することがあるため、基礎出願が公開されることはメリットであり、透明性が高まる。(化学)
- ・ 基礎出願も存続した場合、対応の自由度が広がり、権利範囲を柔軟に検討可能。(電子機器他)
- ・ 中小企業等の案件では出願を分割して子出願に早期審査請求することがあるが、そのような手間を省略できるようになる。(代理人事務所)

見直しに対する消極的意見

- ・ 自社の基礎出願が公開されることで他者からの監視が容易になり、他社対応に工数を割かれる可能性。基礎出願を取り下げるか否かの判断工数、代理人コストがかかる。(電子機器)
- ・ 実質存続期間を1年延ばすために全く同じクレームで出願することもあり、その場合、特許法第39条の対応が必要となる。(電子機器他)
- ・ 基礎出願が係属し続けることとなり、他社の出願について監視負担が大きくなる。(化学)

その他の意見

- ・ 公開件数増による監視負担増は、分割出願も同様。国内優先権だけの問題ではない。(農業機器)
- ・ 出願公開回避のために出願取下げが必要となるデメリットもあるが、最終的に審査請求しなければみなし取下げとなる。また、現在も閲覧請求により出願内容は確認可能なため、先の出願の出願公開も問題ではない。(農業機器)

PCT国際出願制度における国際調和

- PCT国際出願制度は、PCT国際出願することによってPCT全加盟国に出願したことと同じ効果を与える制度であるため、日本の国内出願を基礎に優先権主張してPCT国際出願を行うと、日本では基礎となる国内出願がみなし取下げとなる。この基礎出願の取下げを回避したい場合に対応し、PCT国際出願の願書には、国内保護を求める国の指定から日本を除外するための欄が特別に設けられている。**このような制度を有するPCT加盟国は、日本の他ドイツと韓国の計3ヶ国のみ。**
- ePCTの活用など、PCT国際出願制度の活用促進や利便性向上の観点からも、**国際調和を図っていくことが重要。**

PCT規則4.9(b)

「(a)(i)の規定にかかわらず、2005年10月5日において、締約国の国内法令が、当該国の指定及び当該国で効力を有する先の国内出願に基づく優先権の主張を伴う国際出願により、当該先の国内出願が取下げと同一の効果をもって消滅することを定めている場合には、当該指定官庁が当該国の指定に関してこの規定が適用される旨を…国際事務局に通告すること及びその通告が当該国際出願日になお効力を有することを条件として、当該国でされた先の国内出願に基づく優先権を主張する全ての願書は当該国を指定しない旨の表示を伴うことができる。…」

第V欄 国の指定

この願書を用いてされた国際出願は、規則4.9(a)に基づき、国際出願日に拘束されるすべてのPCT締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。しかしながら、以下の国については指定をせず、その国の国内保護を求めない。

- DE ドイツについては指定をしない
- JP 日本については指定をしない
- KR 韓国については指定をしない

(上記のチェック欄は、上記の特定の国の指定を除外するときを使用することができ、この指定を除外することができるのは、出願の際又は規則26の2.1により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第VI欄で主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限り。しかし、いつたん除外した指定は、それを変更することはできない。)

特許協力条約に基づく国際出願
願書

出願人、この国際出願の特許協力条約に基づいて特許を請求することを希望する。

第V欄 国の指定

この願書を用いてされた国際出願は、規則4.9(a)に基づき、国際出願日に拘束されるすべてのPCT締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。しかしながら、以下の国については指定をせず、その国の国内保護を求めない。

DE ドイツについては指定をしない
 JP 日本については指定をしない
 KR 韓国については指定をしない

第VI欄 優先権主張及び優先権情報

| 優先権主張の国 | 優先権主張の国内出願番号 | 優先権主張の日 | 優先権主張の発明者 | 優先権主張の発明者 | 優先権主張の発明者 |
|---------|--------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| (1) | | | | | |
| (2) | | | | | |
| (3) | | | | | |

第VII欄 国際出願の種類

国際出願の種類 (1つまたは2つを選択)

国際出願の種類 (1つまたは2つを選択)

「ePCT」活用への影響

我が国特有の国内優先権のみなし取下げ制度の下では、基礎出願の取下げの処理をし、適時に出願公開対象から除外する必要性から、現行の特許庁各システム間で先後の出願データを連携させている。**ePCTの活用を通じて、ユーザーの利便性を向上しつつ、システム開発コストの削減に繋げるためには、我が国特有の制度を見直し、国際調和を図っていくことが望ましい。**

対応の方向性（見直しの必要性・方向性）

- 国内優先権に基づく先の出願の取扱いについて、①権利化可否の予測困難性及び②出願人が望まない公開リスクの排除、③特許庁における業務効率化、④PCT国際出願制度における国際調和といった観点より、いずれも特許行政として見直すべき必要性あり。
- 見直しの方向性としては、制度簡素化に向けて、先の出願について、通常の出願と同じ取扱い（出願から3年以内に審査請求がなければみなし取下げ）とし、出願から1年4月後の国内優先権に基づくみなし取下げを廃止してはどうか（ただし、ユーザー実務への影響には十分留意）。

見直しの必要性

- 審査処理の迅速化等により、国内優先権の基礎出願がみなし取下げとなる時点までの出願人側の権利化可否の予測困難性が課題として顕在化。（特許庁では個別案件のみなし取下げ時期を踏まえて基礎出願の権利化に関する出願人の意向確認やそれに基づく審査止め等の調整業務も実施。） < P 28 >
- 特許庁では我が国特許庁以外を受理官庁としたPCT国際出願を捕捉しきれず、出願人が望まない先の出願の公開リスクあり。 < P 29 >
- 複雑な庁内運用により特許庁における業務量も増加しており、業務効率化が急務。 < P 28、29 >
- PCT国際出願制度における国際調和の必要性。 < P 36 >

見直しの方向性

- 特許庁における業務効率化やPCT国際出願制度における国際調和の必要性等より、制度簡素化に向けた見直しが適当。
- ⇒ 先の出願について、通常の出願と同じ取扱い（出願から3年以内に審査請求がなければみなし取下げ）とし、出願から1年4月後の国内優先権に基づくみなし取下げを廃止してはどうか。ただし、ユーザー実務への影響には十分な留意が必要。

※ 国内優先権主張時に先の出願のみなし取下げの可否を選択可能とする手段（選択制）については、更なる制度・運用の複雑性を招くこととなり、また、現在生じている出願人が望まない公開リスクが解消されないおそれもあるため、採用することが困難。シンプルに出願取下げ手続により、先の出願の係属可否を選択可能とすることが望ましい。

対応の方向性（見直しにおける留意事項・措置事項）

- 見直しによるユーザー実務への影響（デメリット）としては、特許法第39条に基づく拒絶理由が生じるリスク（次頁参照）や先の出願の公開回避のための出願取下げの管理負担が懸念されている。
- このため、これらのユーザー実務への影響の最小限化を図るべく、所要の周知や注意喚起を徹底することまでをパッケージとした制度簡素化に向けた見直し（出願から1年4月後の国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げの廃止）としてはどうか。

見直しにおける留意事項（ユーザー影響調査結果）

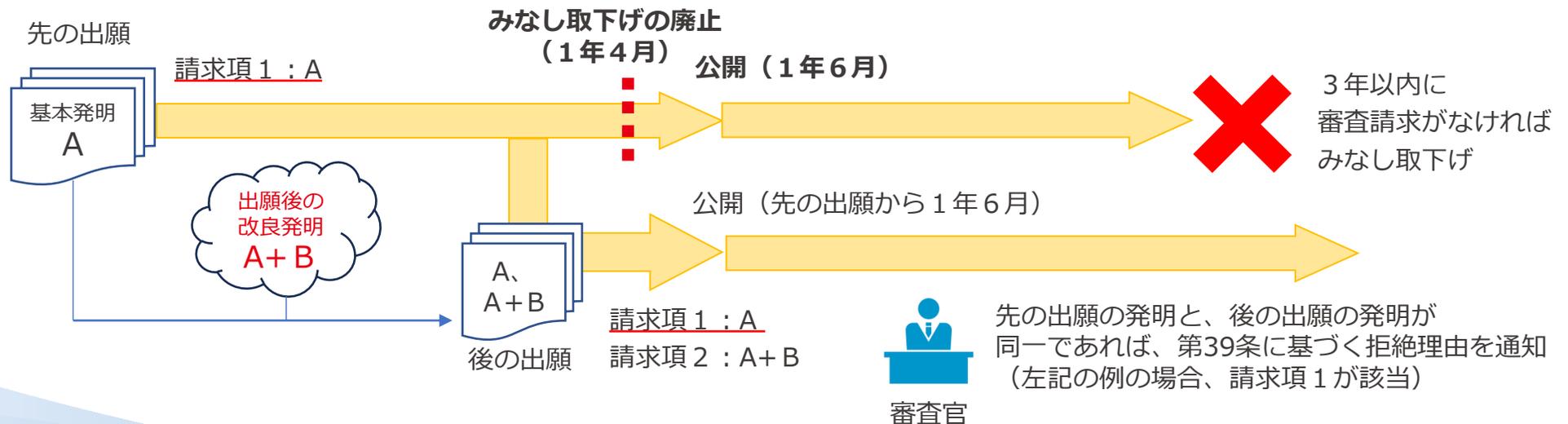
- 現行の国内優先権制度の利点としては、「基本的な発明の出願後に改良発明とまとめて包括的内容で後の出願を行うことが可能」が最も多く、現行制度の改善すべき点としては、「後の出願への実施例の追加等により意図しない請求項まで実体審査の判断基準時が繰り下がる可能性」が最も多い。＜P 31、32＞
- 見直しのデメリットは、出願人視点では、特許法第39条に基づく拒絶理由が生じるリスクや先の出願の公開回避のための出願取下げの管理負担が上位。第三者視点では、監視対象の増加もデメリットとして挙げられる一方、監視負担については、公開情報で確認可能となることでの負担軽減の面がメリットとしても挙げられる。＜P 33、34＞

対応の方向性（具体的な措置事項）

- 現在の国内優先権制度の利点を引き続き享受可能とするため、優先権主張可能な期間や同内容の繰り返し優先権主張の制限などについては現行制度を維持しつつ、先の出願については、通常の出願と同じ取扱い（出願から3年以内に審査請求がなければみなし取下げ）とし、出願から1年4月後の国内優先権に基づくみなし取下げを廃止してはどうか（これに伴い、国内優先権の主張の手続をする代理人の特別授權も不要）。
- こうした制度簡素化に向けた見直しにあたっては、以下の周知・注意喚起を併せて実施・徹底することにより、そのデメリットの最小限化を図ることとしたい。
 - ✓ 先の出願の出願公開回避のための手続をすべき期間を明示し、公開を望まないユーザーが出願を取り下げるタイミングの周知を実施。
 - ✓ 先の出願が係属することによる特許法第39条に基づく拒絶理由が生じるリスクに係る注意喚起等を実施。

(参考) 特許法第39条に基づく拒絶理由が生じるリスク

- 特許法第39条は、同一の発明について異なった日に複数の出願があったときには、最先の出願人のみが特許を受けることができること（同条第1項）、同日に複数の出願があったときは、出願人の協議によって定めた一の出願人のみが特許を受けることができること（同条第2項前段）を規定。（協議が成立しないときは、いずれの出願人も特許を受けることができない（同条第2項後段）。）
 - 一方の出願を審査する際に、**他方の出願が放棄、取下げ、却下のいずれもされておらず、かつ、拒絶査定又は拒絶審決が確定していないとき、審査官は両出願の発明が同一であるか否かを判断**（同条第5項本文）。同一であれば、第39条に基づく拒絶理由を通知。
- ⇒ 国内優先権に基づくみなし取下げを廃止した場合、**先の出願が1年4月以降も係属**するため、**第39条に基づく拒絶理由が生じるリスクの注意喚起や、同リスクを回避するための周知が必要**。



(参考) 海外における類似制度

| 国 | 制度 | 先の出願/仮出願の扱い | | 後の出願 |
|-----------|--------------|-------------|-------------------------------------|----------------------------------------|
| | | 公開 | 取下げ/放棄擬制 | 時期的要件 |
| 日本 | 国内優先権 | なし | 出願から1年4月 | 12月 |
| 米国 (※) | 一部継続出願 (CIP) | あり | 特に規定なし | 親出願の係属中 |
| 欧州 | 優先権 | 特に規定なし | 特に規定なし | 12月 ※優先権主張は後の出願時又は 最先の優先日から16月以内 |
| 英国 | 国内優先権 | 特に規定なし | 特に規定なし | 12月 ※優先権主張は後の出願と同時 |
| フランス | 国内優先権 | あり | 特に規定なし | 12月 ※優先権主張は後の出願時又は 最先の優先日から16月以内 |
| ドイツ | 国内優先権 | 特に規定なし | 優先権主張時 | 12月 ※優先権主張は後の出願から 2月以内 |
| ロシア | 国内優先権 | 特に規定なし | 後の出願時 ※後の出願が国際出願である 場合は適用されない | 12月 ※優先権主張の後の出願と同時 |
| 中国 | 国内優先権 | 特に規定なし | 後の出願時 | 12月 ※優先権主張の後の出願と同時 |
| 韓国 | 国内優先権 | なし | 出願から1年3月 | 12月 ※優先権主張は後の出願と同時 |

(※) 米国では、一部継続出願の他、仮出願制度も存在しており、仮出願については、12月後の放棄擬制あり。

参照条文

特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号） 抄

（特許出願等に基づく優先権主張）

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

一～五 （略）

2～4 （略）

（先の出願の取下げ等）

第四十二条 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づく全ての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

- 2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願人は、先の出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した後は、その主張を取り下げることができない。
- 3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から経済産業省令で定める期間内に取下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号） 抄

（特許出願等に基づく優先権主張の取下げ）

第二十八条の四 （略）

- 2 特許法第四十二条第一項から第三項までの経済産業省令で定める期間は、一年四月とする。

参照条文

特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号） 抄

（先願）

第三十九条 同一の発明について異なつた日に二以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみはその発明について特許を受けることができる。

2 同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めたとの特許出願人のみはその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。

3・4 （略）

5 特許出願若しくは実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、第一項から前項までの規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について第二項後段又は前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

6・7 （略）

その他関係法令

- ◆ 特許法第九条第一項、第十四条第一項、第三十四条の三第五項、第百八十四条の十五第一項及び第四項
- ◆ 実用新案法第八条第一項、第九条第一項から第三項まで、第四十八条の十第一項及び第四項
- ◆ 経済安全保障推進法第八十二条第二項